



公 告

浦添市立学校給食当山共同調理場調理等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年 6 月 21 日

浦添市長 松本 哲治



1 趣旨

本市では、平成20年4月から浦添市立学校給食調理場の調理、洗浄、配送、清掃等（以下「調理等業務」という。）を民間事業者へ委託してきた。

浦添市立学校給食当山共同調理場における調理等業務の委託契約が令和5年3月31日をもって期間満了となることから、令和5年4月1日から5か年間の民間委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う。

2 業務概要

(1) 業務名称

「浦添市立学校給食当山共同調理場調理等業務委託」

(2) 対象の施設

- ・ 施設名 浦添市立学校給食当山共同調理場
- ・ 所在地 浦添市当山一丁目12番6号
- ・ 開設年 平成25年
- ・ 給食配食校数 7校（小学校7校）

(3) 委託内容

- ・ 調理業務 5,100食程度/日
- ・ 配缶・配送業務
- ・ 食器具等の洗浄、消毒及び保管業務
- ・ 残菜等の処理、食材の検収、保存食等の確保業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 施設の整備、清掃及び日常点検業務
- ・ 使用物品管理業務
- ・ ボイラー保守点検業務・害虫防除業務
- ・ 前各号に付帯するその他必要な業務

※ 詳細については「仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年間

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

- (6) 5年間の契約限度額 763,620,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

内訳 令和5年度 152,724,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 152,724,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 152,724,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 152,724,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 152,724,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 各年度の内訳は、原則、契約金額を5で除した金額とする。

- (7) 事務局

浦添市教育委員会 浦添市立学校給食当山共同調理場（担当：嘉手苺）

〒901-2104 沖縄県浦添市当山一丁目12番6号

TEL：098-877-1217

FAX：098-877-8717

E-mail：kyusyoku@city.urasoe.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件の全てを満たしている者とする。

- ① 見積額が、5年間の契約限度額 763,620,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内、かつ、年額 152,724,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内であること。
- ② 沖縄県内に主たる事務所を有している者であること。
- ③ 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを鑑み、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、法人格を有し、委託事業を円滑に遂行できるよう、安定かつ健全な財務能力を有している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定した者に限る。）を受けた者である場合は、この限りでない。
- ⑥ 参加の申込日において、地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団、同条第6号の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑨ 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するための保険に加入している者であること。

⑩ 過去5年以内かつ沖縄県内において、小中学校の学校給食の受託実績を有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食を提供する調理施設」での調理業務の経験を有している者であること。

⑪ 別途行う募集要項等説明会及び現場説明会に出席した者であること。

(2) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日はプロポーザル参加申込書の提出日とする。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

(3) 参加者の失格

次の各号に該当する場合は、失格とみなし審査の対象から除外する。

- ・募集要項等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・その他募集要項等に示した条件に違反した場合

4 全体スケジュール

	内 容	日 程
1	広告(浦添市ホームページ)及び募集要項配布	令和4年6月21日(火)～令和4年7月6日(水)
2	募集・現場説明会等申し込み締め切り	令和4年7月6日(水)17:00 まで
3	募集要項説明会及び現場説明会	令和4年7月7日(木) 当山共同調理場2階 15:00～(募集要項説明)16:00～(現場説明)
4	募集要項等に関する質問の受付	令和4年6月22日(水)～令和4年7月12日(火) まで
5	現地調査	7月中実施(日時調整)
6	募集要項等に関する質問への回答	令和4年7月14日(木)
7	参加申込書兼参加資格審査申請書〆切	令和4年7月19日(火)17:00まで
8	資格審査の結果通知	令和4年8月初旬
9	提案書受付〆切	令和4年8月1日(月)～ 令和4年8月9日(火)17:00まで
10	プレゼンテーション・ヒヤリング審査	令和4年8月26日(金)13:30 浦添市役所 7階 702会議室
11	プレゼンテーション審査結果通知・公表	令和4年9月初旬
12	契約締結	令和4年9月中旬

5 参加申込手続

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式で選定を行う。

書類の受付等は、浦添市の休日を定める条例（平成3年条例第14号）第1条第1項に規定する浦添市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

(1) 募集要項の広告及び応募書類等の交付

- ① 広告期間 令和4年6月21日(火)午前8時30分から令和4年7月6日(水)午後5時まで
- ② 広告場所 浦添市ホームページ (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)
- ③ 交付資料 募集要項、様式集、仕様書及び評価シート

(2) 募集要項等説明会

説明会に参加しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 日時 令和4年7月7日(木) 15:00～16:00
- ② 場所 浦添市当山一丁目12番6号 当山共同調理場2階会議室
- ③ 留意事項

参加人数は、1事業者につき2名までとする。説明会参加希望者は、令和4年7月6日(水)の午後5時までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を担当事務局へFAX又はEメールで連絡すること。

当日参加される方は、当日の健康観察チェックを行います。不良の場合は、建物への入室は不可とします。

(3) 現場説明会

説明会に参加しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 日時 令和4年7月7日(木) 16:00～17:00
- ② 場所 浦添市当山一丁目12番6号 当山共同調理場2階
- ③ 留意事項

参加人数は、1事業者につき2名までとする。説明会参加希望者は、令和4年7月6日(水)の午後5時までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、担当事務局へFAX又はEメールで連絡すること。

当日参加される方は、当日の健康観察チェックを行います。（調理場内へ入室説明は、行いません）

(4) 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、Eメールで質疑を受け付けることとする。口頭や電話等による問い合わせについては、受け付けないものとする。

- ① 提出期間： 令和4年7月7日（木）から令和4年7月12日（火）17:00まで
- ② 回答方法 全ての参加申込事業者へメールにて回答する。
- ③ 回答日 令和4年7月14日（木）

(5) 参加申込書兼参加資格審査申請書の提出書類は、次により提出すること。

- ① 提出期間 募集要項配布～令和4年7月19日（火）17:00まで
- ② 提出方法 2の(7)事務局まで持参すること（郵送不可）。
- ③ 提出書類 様式第2号及び様式第3号 1部

6 企画提案関係書類提出

企画提案関係書類作成の際は「浦添市立学校給食当山共同調理場調理等業務公募型プロポーザル仕様書」を熟読し、提出の際には以下の点に留意すること。

- (1) 提案書の提出期限 令和4年8月9日(火) 17:00まで(持参に限る。)
- (2) 提出書類 様式第4号から様式第11号まで
 - ① 提出部数 正本1部 副本8部
 - ② 留意事項 提出書類はA4版を基準とし、資料やイメージ図など見やすくするためにA3版を使用する場合は、A4版のサイズに三つ折りにすること。

7 プレゼンテーション及び審査方法

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーション時の追加資料又は差し替えは受理しないこととする。

(1) プレゼンテーション実施概要

- ① 日時 令和4年8月26日(金) 13:30
- ② 会場 浦添市役所 7階 702会議室
- ③ 所要時間 30分以内(企画提案説明15分、質疑応答15分を予定)
- ④ 機材 プレゼンテーションに使用するパソコン等は持参することとする。
プロジェクターについては、各自で用意すること。
- ⑤ その他 プレゼンテーションの順番については、本プロポーザルの提案書の申込順に審査を行うものとする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

(2) 評価項目及び配点

評価項目は、評価シートのとおりとする。

(3) 最優秀提案者の決定

審査会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、参加者の提案が浦添市の求める最低限の水準に達していないと判断された場合においては、その限りでない。

(4) 評価同点の場合の措置

評価点の合計が同点になった場合は、見積もり金額の低い方を上位とする。

(5) 審査結果に対する異議等は受け付けない。

(6) 審査結果は審査終了後、個別に書面により通知する。なお、来庁、書面、電話、電子メール等による結果の問い合わせ及び選考等に関する疑義は受け付けない。

8 その他の留意事項

- ① 参加事業者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 参加に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ③ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは、書類の内容を無償で使用できるものとする。

- ④ 提出された書類は、提出期間に限り補正することができる。また書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聴き取り調査を行うことがある。
- ⑤ 参加申込書を提出した後に自己の都合により、申請を辞退する場合には、辞退の届出(様式第 13 号)を提出すること。